大阪市芸術活動振興事業助成金よくある質問と回答

申請について

Q 個人での申請はできますか。

A 団体・個人いずれも申請できます。

Q 個人での申請の場合、規約がありませんがどうすればよいですか。

A 個人の場合は、これまでの実績の分かるプロフィールなどを提出してください。

Q 団体での申請の場合、法人格がないと申請できませんか。

A 任意団体でも申請できます。

Q 新たに立ち上げる事業（団体・プロジェクト）で、過去の実績がありません。これまでの活動実績欄はどのように記載すればよいですか。

A 事業（団体・プロジェクト）の中心となる方のこれまでの活動内容を中心に記載してください。

Q 大阪市外での活動も申請できますか。

A 大阪市内で実施する芸術活動が対象です。なお、申請する団体（個人）の所在地は問いません。
ただし、特別助成の「上方古典芸能普及発展支援」で申請される場合のみ、大阪府外や海外での活動も対象とし、この場合は団体（個人）の所在地は大阪市内に限りますのでご注意ください。

Q申請時にすでに完了した事業は申請できますか。

Aできません。申請時には、助成対象期間をよく確認の上、申請してください。

Q 申請の締切日を過ぎてしまいました。遅れて提出することはできますか。

A 締切日必着としております。締切日以降に届いた書類は受け付けることができません。

対象となる活動及び経費について

Q 助成の対象とならない活動の例を教えてください。

A 次の通りです。

① 興行のうち、主として営利を目的として行われるもの
② 趣味の教室やカルチャー教室などが参加者の発表の場として行うもの
③ 団体、会員の親睦等限られた範囲を対象としたもの
④ 政治的又は宗教的な普及宣伝活動とみなされるもの
⑤ 学会が主催するもの
⑥ 学園文化祭など学校教育活動の一環として行われるもの

⑦ 高額の参加者負担をともなうもの
⑧ チャリティー事業など寄付行為をともなうもの
⑨ 大阪市から他の助成金等の交付や会場使用料の免除・減額等を受けているまたは受ける予定のもの
⑩ 大阪府から「芸術文化振興補助金」または「輝け！子どもパフォーマー事業」の交付を受けているまたは受ける予定のもの

Q 企業からの協賛や、他の助成金からの収入を予定しておりますが、申請できますか。
A 申請は可能です。

Q大阪府から「芸術文化振興補助金」または「輝け！子どもパフォーマー事業」の交付を受けている、または受ける予定のものは重複して採択されないとのことですが、申請はどちらにも可能ですか。
A申請は可能です。審査を同じ機関で行いますので、２重に採択されることはありません。

Q「収支決算書に記入できない経費」とは何ですか。
A 備品購入費や稽古場代等は、申請者の経常的な活動と区別できないという理由から、対象外経費欄へも記載できません。
飲食費、レセプション、打ち上げ等にかかる経費は、公金でまかなうことが相応しくないという理由から、記載できません。詳しくは募集案内を参照してください。

審査について

Q 特別助成に申請しました。プレゼンテーション審査の日に代表者及び申請者が出席できません。他の者が出席してもかまいませんか。
A 事業内容が説明できる方であれば、団体の代表者や申請者自身でなくても結構です。

助成金の交付決定について

Q「助成金交付決定（または不交付）通知書」はいつ頃届きますか。
A 上半期の申請については４月上旬に、下半期の申請については９月下旬に通知を行う予定です。

アンケートの実施について

Q アンケートの実施は必要ですか。また、報告する際に大阪市が指定された項目以外についても記載が必要ですか。
A 原則として実施してください。どうしても実施できない場合は、その理由を記載してください。
また大阪市への報告は、指定した項目のみで結構です。詳しくは募集案内を参照してください。
※アーカイブ制作は除く

助成事業の変更及び中止について

Q 事業の会場及び実施日が変更となりました。

A 速やかに担当へご連絡の上、「助成事業変更承認申請書」を事業実施前に提出してください。

※当初の事業趣旨や本助成金の目的が損なわれるような変更が生じていると認められた場合は、助成金をお支払いできない場合があります。

Q 採択された事業を中止することになった場合は、どのようにすれば良いですか。

A 速やかに担当へご連絡の上、「助成事業中止・廃止承認申請書」を提出してください。